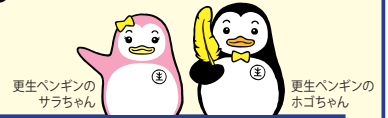


人はみな、
生かされて
生きてゆく。

支援の絆

令和5年
8月 Vol.14



認定特定非営利活動法人千葉県就労支援事業者機構 〒260-0021 千葉市中央区新宿1-5-8 電話 043-243-0086 FAX 043-306-3055

「居場所」と「出番」

八街少年院 院長 樋口 光平



認定特定非営利活動法人千葉県就労支援事業者機構の皆様におかれましては、平素から少年院在院者の円滑な社会復帰に向け多大なる御支援をいただいていることに関し、本紙面をお借りして、改めて深く感謝申し上げます。現在、当院の在院者が御機構のお力添えをいただき、社会復帰へと数歩という段階にまで漕ぎつけているなど、今後も、御機構の御支援が当院在院者の社会復帰には必要不可欠であると痛感しているところであります。

さて、「就労支援」という言葉が私の耳に自然と入ってくるようになったのは、平成18年頃のことです。総合的

就労支援制度という大きな枠組みが構築され、刑務所や少年院を出所（出院）した者たちへの就職に係る支援を行うことを大きな柱として、翌19年から省庁や地方自治体の枠組みを超えた横断的かつ重層的な取組が本格的に展開されはじめたものと記憶しております。そして、その数年後には、「居場所」と「出番」という言葉がやはり自然と耳に入ってくるようになり、出所（院）者の「居場所」と「出番」確保の重要性が至るところで話題になっていました。

ここで、令和3年版「犯罪白書」から「居場所」と「出番」に関するデータを御紹介させていただきます。

① 少年院入院者の保護者の状況

（カッコ内は女子の数値です。）

実父母：32.7% (31.4%) 実母：38.9% (41.6%)

※ 両親が揃っている在院者は男女ともに約3割となっています。

② 虐待経験の有無

ある：37.9% (68.6%)

※ 女子が圧倒的に多い結果となっています。

③ 教育程度

高校中退：43.1% (48.9%)

※ おおよそ2人に1人は高校を中退していることになります。

④ 不良集団関係

地域不良集団に属していた：34.0% (22.6%)

※ 5年前（平成28年版）の数値は、29.2%（19.2%）でした。

「居場所」と「出番」は関連性が非常に高い、いわば、密接不可分の関係にあるように思っています。つまり、そもそも「居場所」がなければ「出番」はあり得ませんし、仮に「居場所」があったとしてもその居場所で自分の「出番」がなければ居心地が良くないと感じ、その「居場所」から離れていってしまう可能性があります。

「居場所」として一般的に考えられるのは、「家庭」「学校」「職場」「地域」でしょうか。しかしながら、前掲の犯罪白書のデータを見れば、離婚などが原因で両親が揃っていなかったり、家庭内で虐待が起こっていたり、高校は途中で中退してしまったり、地域には悪い誘いを受けるかもしれない知り合いがいたり等々、在院者の社会当時の「居場所」が決して居心地の良いものはなかったことが

浮き彫りになっています。

少年院での教育的な働き掛けにより、過去を振り返り、未来を見据え、やがて社会へと飛び立っていく在院者たち…、これまでの人生で「居場所」と「出番」に恵まれなかった経験を持っている在院者にこそ、次なる人生において安全安心で心地よい居場所と、自己の存在意義に感じ入りつつ自己肯定感を醸成できる出番が必要なのだと思います。

その「居場所」と「出番」の確保のために、御機構の取組がどれほど重要で必要なものであるか。その思いに駆られつつ、今後とも変わらぬ御支援をいただきたい旨を深くお願いして筆を置かせていただきます。今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。



通常総会を開催しました

令和5年5月16日に千葉市生涯学習センターにおいて令和5年度の通常総会を開催しました。当日は174名（本人出席49名、表決書提出99名、代理出席4名、委任状出席22名）のご出席をいただき、令和4年度「事業報告書」及び「活動計算書」を含む決算書類について審議が行われ、全ての議題についてご承認いただきました。

令和4年度「事業報告書」から抜粋して、活動内容をお知らせします。

※事業報告書と活動計算書は当機構のホームページ（URL <https://www.chibakenkikou.jp>）で公開しております。

1. 会員増強活動について

会員の皆様や県内の経済団体から会員をご紹介いただく「会員紹介活動」を継続し、二種及び賛助会員の増強に努めました。活動成果は下表のとおりで、昨年度は62先の新規会員をお迎えし、残念ながら退会もございましたが、会員数は二種会員・賛助会員合わせて51先の増加となりました。引き続き会員の皆様からのご紹介をお待ちしております。

【会員総数 366】

正会員			245
内 訳	第一種会員	事業者団体	6
	第二種会員	一般の事業者	185
	第三種会員	各地区協力雇用主会	18
	第四種会員	事業者以外の個人、法人または団体	36
賛助会員			121

【第二種会員と賛助会員の新規入会数と総数の推移】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	二種会員	賛助会員	二種会員	賛助会員	二種会員	賛助会員	二種会員	賛助会員	二種会員	賛助会員
新規入会	7	1	5	2	14	4	29	8	50	12
会員総数	108	117	110	117	121	120	144	111	185	121





2. 更生保護就労支援事業について

法務省の「更正保護就労支援事業」については、令和 4 年度で 9 年目の受託となりました。

(1) 就職活動支援

就職活動支援は千葉保護観察所より指定を受けた保護観察期間中の刑務所出所者等を対象とし、本人の希望を確認した上で就労先の紹介や面接への同席を行うもので、概ね 80 件を目安に活動し取り組みは 103 件でした。過去 5 年間の活動結果は以下の通りです。

【受託件数】

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
81	71	89	121	103

【活動結果】

昨年度は 103 件の受託の内、60 件が就職となりました。

受託目安件数	受託件数	支援終了件数	支援終了者の就職件数
80	103	91	60

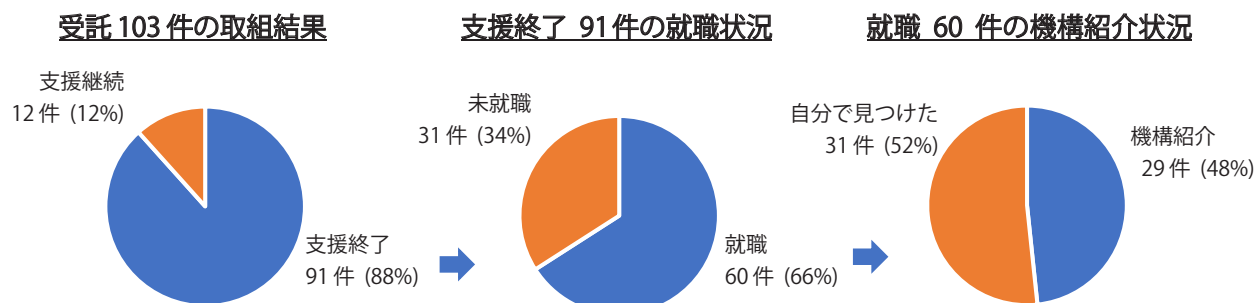


【就職した 60 件の就職先業種】

就職先の業種は以下のようになっています。

建設業	サービス業	運送業	飲食業	介護福祉	製造業	卸小売	その他
23	9	9	4	4	3	1	7

また、就職した 60 件の内、当機構の紹介により就職したケースは 29 件、自分で就職先を見つけたケースは 31 件でした。





(2) 職場定着支援

職場定着支援は就職した支援対象者が円滑に職場定着できるよう、本人はもとより雇用主とも連絡をとりつつ、課題の早期発見と解決を目標に活動するもので、概ね 50 件を目処に活動し取組みは 45 件でした。支援を終了した 36 件中 22 件は 3ヶ月以上の就労の継続を確認しましたが、残念ながら約 4 割の 14 件が短期で退職となっています。

【活動結果】

受託目安件数	受託件数	支援終了件数	支援終了者の3ヶ月継続数
50	45	36	22

令和5年度も法務省より「更正保護就労支援事業」を受託して活動しています。安全な社会のためには再犯を防止することが重要です。再犯防止のためには就労の支援が必要です。心ならずも犯罪をしてしまった人達の更生に向け、当機構は就労支援を通じて協力していきます。

3. 無料職業紹介事業について

保護観察対象ではない人を対象とした無料職業紹介事業（職業斡旋）は令和3年度から新たな事業として開始しておりますが、昨年度は 7 件の案件に取り組み、4 件が就労に結びついています。

【活動結果】

求人数	求職数	就職数
19	7	4

支援依頼元の内訳	
弁護士会	地方検察庁
1	6

4. 地区協力雇用主会の活性化について

令和3年度から千葉保護観察所のご支援もいただき、新たな地域ネットワークづくりの活動を行なっております。その結果、令和4年3月の旭地区協力雇用主会に引き続き、4月には稲毛地区協力雇用主会が会則を整備し、新たなメンバーで活動を再開いたしました。現在は、市川浦安地区ならびに市原地区で地区協力雇用主会の体制整備を計画、検討中です。これら2地区では、地区保護司会と地区協力雇用主会の連携・協力のもと、活動再開に向けて様々な問題点の洗い出しとその解決、円滑な活動体制の構築に向けて活動を進めていく予定です。

地区協力雇用主会は、26 の保護観察区に対して実際に活動しているのは 7 地区しかありません。また、現在準備中は 2 地区です。今後は、これを全保護観察区に拡げていけるよう活動していきます。

■ 活動中の地区協力雇用主会：稲毛地区・柏地区・松戸地区・船橋地区・鎌ヶ谷地区・旭地区・野田地区



5. 助成金の支給状況について

当機構では、刑務所出所者等を採用いただいた雇用主や、就労支援対象者に対して助成金や見舞金を支給しています。

(1) 雇用協力事業者への給与支払の助成事業

刑務所出所者等を 3 カ月以上雇用した事業者に対し、給与助成として 1 件あたり 3 万円を支給しました。

助成金支給実績 25 件 / 750,000 円

(2) 刑務所出所者等への就労支援事業

刑務所出所者等の就職活動に際しての交通費や諸費用、所持金の少ない就職内定者に対して支度金や当面の生活資金等を援助しました。

助成金支給実績 11 件 / 82,000 円

(3) 雇用協力事業者への見舞金事業

刑務所等出所者等を雇用し、業務外の損害が発生した場合の見舞金について、支援対象者の早期離職に伴う住居費用を支給しました。

助成金支給実績 1 件 / 30,000 円

6. その他

当機構ではこの他に、協力雇用主研修会（3 会場、参加者延べ 116 人）、協力雇用主情報交換会（参加者 8 人）の開催、協力雇用主に対するアンケートの実施等、様々な活動を行いました。

※ 研修会、情報交換会の様子は広報誌「支援の絆」第 12 号、第 13 号で特集しております。当機構のホームページ（URL <https://www.chibakenkikou.jp>）にバックナンバーを掲載しておりますので是非ご覧ください。

【協力雇用主に対するアンケート結果】

令和 2 年 3 月以前に千葉保護観察所に登録された雇用主 800 先に対して、事業状況の確認及び協力雇用主継続の意思確認を目的にアンケートを実施しました。

アンケート結果は以下の通りです。

実施対象	継続	登録辞退	未回答
800	338	114	348



登録辞退の理由

人員充足	業績悪化	指導困難	経営者交替	応募なし	廃業	不明他
25	21	16	12	6	6	28

アンケート未回答が 348 先となっています。雇用主の現況がわかりませんと、支援対象者に就業先の適切な紹介が出来ません。協力雇用主の皆様は、今後、各種アンケートを実施した際には、必ずご回答をお願いします。



令和5年度の活動について

■ 前年度に引き続き、就労支援事業を中心に次の5つの柱として活動します。

- ① 法務省から受託した「更生保護就労支援事業」の遂行のため、各地区保護司会やハローワーク等の関係機関と緊密に連携してきめ細かな支援活動を実施する。
- ② 保護司会及び協力雇用主等と連携して、各地区協力雇用主会の再組織化と活性化に努めるとともに、地域内の刑余者にかかわる福祉関連支援団体等との連携も図り、地域支援連携の拡充を図る。
- ③ 法務省受託事業対象外の犯罪者や非行少年等についても、関係機関からの要請により「無料職業紹介事業」として幅広い就労支援に取り組む。
- ④ 機構の財政基盤強化のため、二種会員、賛助会員の増強を図る。
- ⑤ ホームページや広報紙を利用した情報発信により世論の啓発に努め、事業活動の透明性を高める。

■ 事業費予算は、総額 13,614 千円

特定非営利活動法人(NPO法人)としての事業費は5,694千円。この費用には、雇用協力事業者や支援対象者に対する助成金合計1,300千円を含むほか、地区協力雇用主会に対する働きかけや関連諸団体との連携に係る活動費、広報誌やホームページを活用した広報活動費、これに人件費やその他の経費を加えて計上しています。

一方、法務省からの受託業務に係る費用は、当機構就労支援事業所の経費として、受託料の全額7,920千円を見込んでいます。支援活動に携わる人件費のほか、支援対象者との面接に係る交通費、通信費に加え、協力雇用主研修会等の開催費用を含んでいます。

活動計画の詳細は当機構のホームページに「令和5年度事業計画書」を掲載していますので是非ご覧ください。

今年度もすでに3カ月が経過しましたが、就労支援事業は順調に推移しています。また、協力雇用主に対する活動も、7月には情報交換会を、10月と11月には研修会の開催を予定しております。対象となる協力雇用主の皆さまには改めてご連絡をいたします。

■ 令和5年6月末までの就労支援事業の活動状況

(1) 更生保護就労支援事業 (法務省からの受託業務)

【就職活動支援】

受託目安件数	受託件数	支援終了件数	支援終了者の就職件数
80	37	14	13

【職場定着支援】

受託目安件数	受託件数	支援終了件数	支援終了者の3ヶ月継続数
50	21	11	8

(2) 無料職業紹介事業

求人数	求職数	就職数
9	6	4

支援依頼元の内訳	
弁護士会	地方検察庁
1	5

就労支援事業所の事例

就労・定着支援事例

暴力団から離脱後も定職に就くことができず犯罪を繰り返していたが、そこから立ち直り就労に結びついた事例



元暴力団構成員、43歳男性。覚醒剤取締法違反、窃盗で3度服役。露天商5年、印刷工、中古車販売、その他建設関連に多数従事。転職を繰り返しており、定職に就いた経験はほとんどない。平成28年、初めての刑期終了時に地元暴力団を離脱したが定職に就くことができず、覚醒剤にも手を出すなど犯罪を繰り返した。賃貸住宅で二人暮らしの次男の収入に頼っていたが、サラ金からの借金に加え、住民税・社会保険も未納。さらに次男が失職したため生計は厳しい状況だった。当事業所でも、前回の出所時に就労支援に取り組んだことがあったが、就職が決まる前に出奔、再犯により矯正施設に再入所したという経緯があった。

保護司同席のもと面談。定職に就かないのは、観察所から命じられている覚醒剤防止プログラム受講のため月1回仕事を休まなくてはならないことへの気後れと持病の腰痛が理由であり、結果として、生活苦から借金を繰り返し、薬物にも依存したことが判明。本人の希望により自宅から自動車通勤可能なリフォーム工事や賄い業務を探すことにした。

リフォーム会社・不動産会社・人材派遣など10あまりの事業を展開している企業を紹介。当社は刑余者の採用実績があり、さらに大学と連携して薬物、アルコール、ギャンブル、性犯罪などの依存症対策に取り組み、薬物事犯の採用後も就労環境に配慮し、定期的な検査にも協力していた。

社長面接に同席。本人が、元暴力団構成員であり、入れ墨と断指があること、社会保険の未納や借入金の状況についても説明した。その場でグループ内の電気工事会社への採用が決定。手持ち資金がないため当面の間は日払い対応、試用期間3カ月、問題無ければ社員に登用するという条件。当社は採用に当たり、国の協力雇用主支援制度である「身元保証制度」と「就労奨励金」を利用することとした。

当事業所は保護観察所からの依頼により、就労開始後3ヶ月間、当機構が定期的に本人及び会社社長に連絡を取り勤務状況を確認していたが、その間無断欠勤もなく就労を継続している。また、無職となっていた本人の次男も当社に採用されたとの報告も受けた。

一 再犯防止には、生活の安定と社会での居場所確保のため就労することが大切ですが、せっかく就職してもなかなかそこに定着できない人は多く存在します。とりわけ薬物事犯は依存症となり再犯するものが多く、結果、採用は敬遠されがちです。今回のケースは、当機構としてもかつて不調に終わった取り組みへの再チャレンジだったわけですが、立ち直りたいと考えていても定職につけない理由を丁寧に聞いて、そこに至らないよう環境を整えた雇用主を紹介できたことで更生へのスタートラインに立つお手伝いことができました。そのような環境を提供していただける雇用主に敬意を表すとともに、一人一人の事情をよく聴くことの大切さを改めて実感しました。まだ、更生は始まったばかりですが完全に立ち直れることを期待しています。



トピックス「協力雇用主ハンドブック」を創刊しました。

昨年 7 月に開催した協力雇用主情報交換会において、参加した雇用主から「雇用した刑務所出所者等は様々な問題を抱えている。彼等の抱える問題について、どこに相談したら良いのかわからない。相談窓口を知りたい。」というご意見をいただきました。

これを受け、当機構では困った時の相談窓口の一覧を記載したハンドブックを作成しました。このハンドブックは、14 の雇用事例を記載した就労事例編と、困った時の相談窓口、協力雇用主に対する支援制度などが記載された資料編で構成されています。

協力雇用主の皆様には全てお配りしますので、是非、参考にしてください。



新規会員のご紹介



令和 5 年 2 月以降の新規会員をご紹介します。(順不同、敬称略)

二種会員 (一般の事業者)	・エイワ建商 株式会社	・株式会社 清高
賛助会員 (事業の推進に協力する会員)	・市川 恵子	・有限会社 双葉工業所

令和 5 年 6 月 30 日現在の会員数は次の通りです。

一種会員	6	二種会員	183	三種会員	18
四種会員	36	賛助会員	117	合計	360

入会のご案内

当機構は主に会員の皆様の貴重な年会費により運営されております。就労を希望する対象者に対する就労支援、雇用主の皆様への研修活動や助成金の交付を積極的に進めていくためには、その前提となる財務基盤の強化が重要です。引き続き、犯罪や非行をした人の就労による立ち直りを支援することを通じて千葉県治安の改善を目指す、私どもの事業を支えてくださる企業、団体及び個人の皆様にご入会いただけますよう会員募集を継続しておりますのでご協力をお願いいたします。

年会費 正会員(二種会員) 1 万円以上 賛助会員 2 千円以上

入会申込書は、当機構のホームページにございます。ダウンロードしてお使いください。

<https://www.chibakenkikou.jp/joinus/>